

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 1 月定例会  
議案資料

# 目 次

## 議案第1号 資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定に係る意見の申出について

◇改正要旨 ----- 1

◇新旧対照表 ----- 2

## 議案第2号 資料

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の制定に係る意見の申出について

◇改正要旨 ----- 1 1

◇新旧対照表 ----- 1 2

## 議案第3号 資料

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

◇改正要旨 ----- 1 5

## 議案第1号資料

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな教育委員会制度が開始されることに伴い、関連する下記の条例に所要の改正を行う。

記

### 第1条： 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

- 教育委員会委員長を廃止し、教育長職務代理者を新たに設置

### 第2条： 上尾市特別職報酬等審議会条例

- 新教育長の身分が特別職となることに伴い、給料の額に関する条例を議会に提出する場合は、あらかじめ特別職報酬等審議会に諮ることとする。

### 第3条： 教育委員会教育長の給与等に関する条例

- 新教育長の身分の変更に伴う根拠法令の変更及び文言の整理

### 第4条： 上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例

- 新教育長は教育委員の身分を持たないため、定数を1人減とした

### 第5条： 上尾市職員定数条例

- 根拠条文の変更
- 新教育長の身分が特別職となり、定数外職員となるため削除
- 教育長削除による号の繰り上げ

### 附則第4項： 上尾市職員公務災害見舞金条例

- 上尾市職員定数条例の第1条第2項各号の繰り上げに伴う整理

※改正される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の附則により、現在の教育長については、任期中に限り従前の例によるため、3月市議会に提出する条例は適用されない。

◆上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）新旧対照表

現行		改正後（案）																	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    <u>委員長</u></td> <td>月額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>    委員</td> <td>月額 64,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	1 教育委員会		<u>委員長</u>	月額 75,000円	委員	月額 64,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    <u>教育長職務代理者</u></td> <td>月額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>    委員</td> <td>月額 64,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	1 教育委員会		<u>教育長職務代理者</u>	月額 75,000円	委員	月額 64,000円
区分	報酬額																		
1 教育委員会																			
<u>委員長</u>	月額 75,000円																		
委員	月額 64,000円																		
区分	報酬額																		
1 教育委員会																			
<u>教育長職務代理者</u>	月額 75,000円																		
委員	月額 64,000円																		

◆上尾市特別職報酬等審議会条例（昭和39年上尾市条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長<u>及び副市長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、<u>副市長及び教育委員会教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

◆教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、<u>旅費及び勤務時間等</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（<u>地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）</u>）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項</u>の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与<u>及び旅費に関する事項</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法<u>第4条第3項第2号</u>又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方公務員法第16条各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに

(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに

該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかった場合

(勤務時間等)

第7条 教育長の勤務時間等は、教育委員会規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかった場合

【削除】

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## ◆上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例（平成21年上尾市条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例 平成21年3月25日 条例第9号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会の委員の定数を<u>6人</u>とする。</p>	<p>○上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例 平成21年3月25日 条例第9号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会の委員の定数を<u>5人</u>とする。</p>

## ◆上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第21条</b>及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数又は定員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p><b>(1) 教育長</b></p> <p><b>(2) 臨時又は非常勤の職員</b></p> <p><b>(3) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員</b></p> <p><b>(4) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</b></p> <p><b>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる機関に派遣している職員</b></p> <p><b>(6) 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例（平成13年上尾市条例第42号）第2条第1項の規定により、同項各号</b></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第19条</b>及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数又は定員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【削除】</b></p> <p><b>(1) 臨時又は非常勤の職員</b></p> <p><b>(2) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員</b></p> <p><b>(3) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</b></p> <p><b>(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる機関に派遣している職員</b></p> <p><b>(5) 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例（平成13年上尾市条例第42号）第2条第1項の規定により、同項各号</b></p>

に掲げる団体に派遣している職員

(定数)

第2条 前条第1項の職員の定数(第9号に掲げる職員にあっては、定員。以下同じ。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方自治法第138条第6項に規定する議会の事務局の職員 13人

【 ～ 略 ～ 】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育委員会の事務局の職員及び同法第31条第3項に規定する学校その他の教育機関の職員 167人

(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 267人

2 前項各号に定める職員の定数のほか、前条第2項第3号から第6号までに掲げる職員の定数は、それぞれ任命権者(地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。次条において同じ。)が必要と認める範囲内において定めることができる。

3 前条第2項第3号に掲げる職員が退職する前の職務に復帰する場合又は同項第4号から第6号までに掲げる職員が派遣される前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して6月に限り引き続き定数外の職員とすることができる。

に掲げる団体に派遣している職員

(定数)

第2条 前条第1項の職員の定数(第9号に掲げる職員にあっては、定員。以下同じ。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方自治法第138条第6項に規定する議会の事務局の職員 13人

【 ～ 略 ～ 】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に規定する教育委員会の事務局の職員及び同法第31条第3項に規定する学校その他の教育機関の職員 167人

(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 267人

2 前項各号に定める職員の定数のほか、前条第2項第2号から第5号までに掲げる職員の定数は、それぞれ任命権者(地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。次条において同じ。)が必要と認める範囲内において定めることができる。

3 前条第2項第2号に掲げる職員が退職する前の職務に復帰する場合又は同項第3号から第5号までに掲げる職員が派遣される前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して6月に限り引き続き定数外の職員とすることができる。

◆上尾市職員公務災害見舞金条例（昭和48年上尾市条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">【 ～ 略 ～ 】</p> <p>(6) 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）<u>第1条第2項第6号</u>に掲げる職員</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">【 ～ 略 ～ 】</p> <p>(6) 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）<u>第1条第2項第5号</u>に掲げる職員</p>

## 議案第2号資料

### ◆上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

#### 【改正趣旨】

#### 1 利用者負担額の徴収の規定

- ①徴収根拠（第3条第1項）
- ②利用者負担額の金額（下表（規則案））（第3条第2項）

各月の初日において教育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯	0
B	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯及び当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税されている世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	3,000
C	A階層及びB階層以外の世帯	7,500

※税額控除（調整控除を除く。）は、利用者負担額の算定には適用しない。

※市町村民税の減免があつたときは、減免されて得た額を算定に使用する。

※多子世帯、母子世帯等については、教育委員会規則で定めるところにより、利用者負担額を軽減する。

- ③利用者負担額の日割計算（第3条第2項）
- ④利用者負担額の納期限（第3条第3項）
- ⑤利用者負担額の減免又は徴収の猶予（第4条）

#### 2 子ども・子育て支援法に基づく所要の改正

## ◆上尾市立幼稚園保育料徴収条例（昭和40年上尾市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○<u>上尾市立幼稚園保育料徴収条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>上尾市立幼稚園の保育料は、この条例の定めるところにより徴収する。</u></p> <p>（保育料）</p> <p>第2条 <u>保育料の額は、園児1人につき年額9万円とする。</u></p> <p>（徴収方法）</p> <p>第3条 <u>保育料は、各月に分割し、月ごとに徴収する。ただし、前納の申出があったときは、これを徴収することができる。</u></p>	<p>○<u>上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この条例は、上尾市立幼稚園の利用者負担額（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</u></p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第3条 <u>市長は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第27条第1項若しくは第28条第1項第1号の規定により特定教育・保育（教育に限る。）を受けたとき又は法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第28条第1項第3号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の利用者負担額は、1月につき、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合において、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

(減免)

第4条 非常災害その他やむを得ない事情により、保育料の納入が困難と認められる者に対しては、前条の規定にかかわらず、徴収を猶予し、又は減免することができる。

(学籍間徴収)

第5条 保育料は、病気その他自己の都合によって欠席し、又は停学に処せられることがあっても、学籍にある間はこれを徴収する。

(月割計算)

第6条 年度の途中において入園し、又は退園した者の保育料は、月割計算とする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(利用者負担額の減免又は徴収の猶予)

第4条 市長は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。

(2) 災害等により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(読替規定)

2 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第3条第1項の適用を受ける間においては、第3条第2項前段中「法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号」とあるのは、「法第28条第2項第3号並びに法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ(1)」とする。

(経過措置)

3 この条例の施行前に入園した園児に係る平成26年度分以前の上尾市立幼稚園の保育料の徴収については、なお従前の例による。

## 議案第3号資料

### ◆上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

#### 要 旨

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長の身分が特別職と一般職を併せ有するものから、特別職のみに一本化されたことにより、地方公務員法に規定される服務等の適用を除外され、新たに第11条第5項に職務専念義務が規定されたことに伴い、職務専念義務の免除について定める。

- 特別職・・・地方公務員法第3条第3項各号に列記されたもの
- 一般職・・・特別職に属する職以外の全て

#### 参考 地方公務員法

第3条 3 特別職は、次に掲げる職とする。

- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- (1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- (6) 特定地方独立行政法人の役員

#### 参考 改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第11条

- 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。